

## 遠隔手話サービスとは?

ろう者と手話通訳者が対面せず、離れた場所で(スマートフォンやタブレット)を使用して、手話通訳を受けるサービスです。

手話通訳者が待機する場所は、鹿児島県視聴覚障害者情報センター内の専用部屋で行いますので、通訳の内容が漏れる心配は無く安心してご利用いただけます。

## どのような場合に使えるの?

新型コロナウイルス感染症の相談をして、病院を受診することになった場合や災害時(避難発生時)には、遠隔手話サービスを受けることができます。

## 遠隔手話サービスの使い方は?

- ・本サービスは、無料アプリ(LINEまたはSkype)の動画通話を使用して手話通訳を行いますので、事前に右記のQRコードから事前登録をお願いします。
- ・サービスを利用する場合は、事前予約が必要になりますので情報センターへ原則、1開館日前までに申請してください。
- ・当日、指定された病院へ到着したら、接続状況を確認するため登録した無料アプリを起動して試してください。
- ・診察室に入る前に、再度無料アプリを起動して手話通訳者に通信接続して利用します。

## どのような場合に使えるの?

※このサービスの利用は、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合または災害時(避難発生時)に利用できますが、その他の場合は、通常どおりお住まいの市町村へ手話通訳の派遣依頼をしてください。

※ご自分のスマートフォンまたはタブレットを使用していただきます。手話をしやすいように、ホルダー(置き台)などをご用意ください。

LINE使用料は無料ですが、データ通信にかかる費用が発生します。

※ご自分のスマートフォンまたはタブレットを持っていない方は、お住まいの市町村の福祉窓口等で貸出用タブレットを設置している場合は、無料で借りて使うことができますのでお問合せください。

※サービスの利用できる時間:原則、午前8時30分~午後5時(開館日のみ)

休館日:火曜日(その日が祝日にあたるときは、その日の翌日)及び年末年始(12月29日~1月3日まで)



# 特集



## 新型コロナウイルス感染症の疑いがある方を対象にした遠隔手話通訳サービスが開始されました



ありば特集 ①



## かごしま県民手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指して、令和2年3月27日に「かごしま県民手話言語条例」が施行されました。



(一社)鹿児島県聴覚障害者協会  
会長

大久保 正代さん

「かごしま県民手話言語条例」が制定されて、手話が言語であることがやっと伝えられる、理解していただけるとの思いを強くしています。まだまだ手話を知らない人が多いというのが現状で、条例ができたことで、『聴覚障害者が困っていることは何だろう』と、広く健聴の方々に考えていただく機会になれば、と期待感を抱いています。

聴覚障害者にとって、一番の悩みは情報が入りにくいということです。例えば、バスなどの公共交通機関に乗車しているときなど、ほとんどが音声による案内のために放送に気づかず乗り過ごしてしまうことがあります。一見して聴覚障害者ということが他の人に伝わりにくいのも一因だと思いますが、私たちは声を出すことができません。顔の表情や唇の動きを読むことによって、相手の言うことを理解します。

最近では、新型コロナウイルス感染予防のため、マスクをされている方が多くコミュニケーションが取りづらい状況ですが、緊急時に災害が起ったことがわからないのは、やはり怖いです。

健聴の方々に理解していただきたいことは、私たちにとって手話がとても大切なものであるということ。そして、手話だけにこだわらずボディアクションや筆談など、いろいろな方法でコンタクトをとってみてください。失敗を恐れずに、もっと気軽に話しかけてほしいし、

心の距離感を縮めることで、会話も弾むと思います。

条例制定を機に、知事記者会見に手話通訳が付くようになったことで、手話通訳者の存在が広く知られるようになりましたが、まだまだ通訳者の数は多くありません。私たちの耳となってくれる通訳者がいると安心感が違います。もっと増えてくれることを願うとともに、手話で会話を楽しんでいる光景が当たり前になって、障害があってもなくても繋がりあえる社会になることを願っています。



一般社団法人鹿児島県聴覚障害者協会  
鹿児島市小野1-1-1 (ハートピア鹿児島3F)  
TEL 099-228-2016 FAX 099-228-6357



ありば特集 ②